



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ～ ドイツの電力事情と風車】

今月はフランクフルトから乗った電車からの風景です。ドイツでは郊外に出ると至る所で発電用の風車を目にします。風車が増えたのはここ10数年程とのことで、投資用として数多く建設されたのだそうです。ドイツでは再生可能エネルギー法によって売電価格が補償されていることもあり、再生可能エネルギーへのシフトが盛んに推し進められています。2012年には再生可能エネルギーの全発電量に占める割合が21.9%に達したとのことで、さらに今後のこの割合を2020年には35%、2050年には80%に引き上げることを目標としています。また日本の原発事故を受けて2022年までに稼働中の9基の原子炉の稼働を停止することが定められています。

【今月のトピックス】

- 今月の写真～ドイツの電力事情と風車
- 年末調整に関するリーフレット等
- お気楽OL AI子の身近な法律
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー
- セミナー情報



年末調整に関するリーフレット等

早いもので今年も残り2ヵ月余りとなり、年末調整の時期が近づいてきました。年末調整とは、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、給与所得から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の過不足を年末に精算することをいいます。先日、国税庁より平成25年度の年末調整のリーフレットが公開されました。このリーフレットでは、配偶者控除と扶養控除、障害者等の控除、配偶者特別控除、各種の保険料控除、住宅借入金等特別控除について詳しく解説されています。是非お役立てください。

< リーフレット&申告書 > (URLは短縮しています)

- * 平成25年度版 給与所得者と年末調整 <http://goo.gl/05jlv0>
- * 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 <http://goo.gl/GJOCTC>
- * 平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 <http://goo.gl/Rrk8FN>



【お気楽OL A子の子身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのA子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第19回：男女雇用機会均等法（セクハラ）の禁止

後輩 M子：「A子さぁん、U子さぁん、ちょっとあとで相談に乗ってください」

先輩 U子：「なあに？今ここだといいつらいの？」

後輩 M子：「そういうわけじゃないんですが…。最近、営業部のH課長にセクハラされて困ってます」

お気楽A子：「えええええ！ちょっとどういうこと～！？なにされてんの??」

後輩 M子：「はい、それが…たとえば、『Mちゃんはいつもきれいだけど、その秘訣は?』とか、『若いのに仕事もてきぱきできてすごいよね。やっぱり俺の指導のおかげかな～。』とかいろいろいってくるんです。もうセクハラが耐えられなくて。部長に相談しようかとも思うんですけど」

お気楽A子：「うそマジ!? キモ!! それって超セクハラじゃんね～! ちょっと、ぶちょ～!!」

営業部長 F：「聞こえてるけど。それってただのほめ言葉じゃないのか。考えすぎだろう」

お気楽A子：「きゃーありえな～い!!! 部長、そんなことへきでいってるから家でも奥さんとお嬢さんに相手されないんですよ～」

営業部長 F：「それもある意味セクハラだろ。ほっとけ。そこまでいうなら俺からもH課長にいておくけど、もしなんならうちにもセクハラ相談室があるからそこで相談してきたらどうだ」

お気楽A子、先輩U子：「あんな執務室の一角にでかかた『セクハラ相談室』なんて書かれてあるところに行けるわけないでしょ～!!ちゃんと対応しないと、労働局の雇用均等室に駆け込むわよ～!!!」

セクハラは、そのほとんどが明確な基準があるわけではありません（職場のパソコンの壁紙に女性のヌード写真などを設定しているなどは言語道断ですが）。何をするのか、ではなく、誰がするのか、が問題です。言動を起こしている本人は悪気がなく、リップサービスのつもりで相手が喜ぶだろうと思っていていることも多く、気づいていないことがほとんど。気がついた時には大問題となっていて配置転換や最悪の場合、解雇されてしまうなど、加害者の方も深刻な問題となるケースが多く、会社もセクハラを放置していたということで、多額な慰謝料を要求されることがあります。

会社としては未然に防ぐように、あるいは初期の段階で被害を受けていると感じる人がすぐに相談できるよう、事業所内に苦情処理のための担当者を設置するなどの配慮が必要です。

また、具体的にはセクハラガイドラインをもうけ、「サービス規程」「懲戒、制裁規定」にあらかじめどのようなことがセクハラにあたるのか、また会社はどう対応するのか、などを明確にしておかれることをお勧めします。併せて「セクハラ対策資料」なども整備しておき、万が一、セクハラがあったと社員から訴えがあった場合に、すぐに対応できるよう「是正命令書」や「報告書」なども常備しておくことで、イザというときに適正な対処の方法が可能となるでしょう。

参考：厚労省「あかるい職場応援団」

職場のパワーハラスメント対策ハンドブック

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download>



セクハラ相談室などを社内の目立たないところに設置し、社員に周知しておくのも一つの方法です。



今月は紙面の都合上「コーヒブレイク～不思議総合研究所より～」は休ませていただきました。



人事労務ご担当者のための 11月のお仕事カレンダー

日付	11月の業務内容
11月11日(月)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考: 電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URLを短縮しています)
11月11日(月)	10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考: 国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
11月14日(木)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第2期分) ※口座振替をする場合 参考: 労働保険料等の口座振替納 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/index.html
12月2日(月)	10月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考: 日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

《今月の確認事項》

- * 11月は「労働時間適正化キャンペーン月間」、「労働保険適用促進月間」、「建設雇用改善推進月間」です。
- * 賞与決定までの準備を始めましょう。
- * 年末調整の申告書の手配をする時期となりました。
- * 年賀状は11月1日に発売になります。送付する場合は早めに送付先の確認等をおさしましょう。
- * パート・アルバイトの方の年間収入・労働時間の調整はお済みですか?
所得税法上の扶養範囲で働いているパート・アルバイトの方について、扶養範囲を超えるため年末に休みが重なることがないように、年間収入・労働時間を調整しておきましょう。
参考: 国税庁「所得税 配偶者控除」<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.htm>

【いしげきのセミナー情報】☆11月開催予定☆

★第5回KKAの会～元CA社労士の石関が、CAの裏話、社労士の裏話、(AKBグループの裏話?)について、お伝えします!

日 程: 11月13日(水) 18:30～20:30

会 場: BOOKSHELF CAFE

東京都中央区日本橋浜町 2-35-4 日本橋浜町パークビル 1F

受講料: 勉強会 3,500円 / 懇親会: 4,500円 (事前予約: 3,500円)

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト「Smart SoHo」において好評掲載中! <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス

特定社会保険労務士 石関 裕子

TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976

E-mail : info@sr-ishizeki.jp

<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士 AI 通信編集 阿河 敬子

特定社会保険労務士 休業中

2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・第19号」はお楽しみいただけましたでしょうか。今年は台風が当たり年でした。金木犀の匂いを堪能する間もなくあっという間に散ってしまい、いつの間にか日の出が午前6時台、日の入りが午後4時台と、冬支度もせねばですね。

「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります!!